

Title	ヒックスの「厚生国家に於ける租税政策」について
Sub Title	On "Steuerpolitik im Wohlfahrtsaat" by Prof. U.K. Hicks
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1955
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.48, No.3 (1955. 3) ,p.185(1)- 197(13)
JaLC DOI	10.14991/001.19550301-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19550301-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19550301-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評及び紹介

ワレン・C・スコヴィル『フランス經濟におけるユグノー教徒』……………	渡邊國廣(三)
G・ルカーチ著、城松登一松敬三譯『實存主義かマルクス主義か』……………	飯田鼎(五)
R・スルクセ『未開發諸國における資本形成の問題』……………	白石孝(六)
堀江英一著『明治維新の社會構造』……………	尾城太郎丸(七)
久留間鮫造著『經濟學史』……………	遊部久藏(七)
玉野井芳郎	

ヒックスの「厚生國家に於ける租稅政策」について

高木壽一

はしがき

財政學の分野にケインズ理論が浸透し、現代の財政學の傾向は英・米の財政學を主流とする。英國に於ける新しい財政學の典型的形態はヒックス(U. K. Hicks)の「財政學」(一九四七年、改訂版一九五一年)である。米國に於てはサマース、「財政と國民所得」Somers, Public Finance and National Income. (1949)と、ナレン、ブラウンリーの「財政の經濟學」Allen and Brownlee, Economics of Public Finance (1947) — Brownlee and Allen, Economics of Public Finance (Second Edition, 1954) であり。既にヒックスの財政學は巽・肥後兩教授の共譯が刊行されている。またブラウンリー、アレンの「財政の經濟學」は近く永田清博士の監譯が刊行される。この兩書は英米の最も新しい財政學であるから、財政學に關心を持つ人々の必ず讀むべき書物である。

U・Kヒックス教授は一九五三年にケルン大學の招きを受けて、その講演が Steuerpolitik im Wohlfahrtsstaat — Die Erfahrungen im Grossbritannien として刊行された。私は昨年この書を見て、四〇頁ばかりの小冊子では

ヒックスの「厚生國家に於ける租稅政策」について

あるがヒックスの考へを端的に示している所もあるし、ヒックスの「財政學」と British Public Finances (1954) を見ながらこの書を読むのも参考になると思つて、私の指導する大學院の學生諸君に見せたところが、その一人の長谷山君がこの書物を全譯して私に提出した。私はその譯文を資料にしてここにその要旨を記したのである。

従て、資料作成者は長谷山崇彦君である。但し私が隨意に取捨し加筆したのであるから一切の責任は私にある。ヒックスはその「財政學」に於て、國家活動の本來の領域に關する概念は二の重要な方向に擴張して行かなければならないと云つてゐる。その第一は、すべての國民が主要な生活必需物資―各人の要求に應ずるに充分且つ適正な食糧・住宅・保健施設・教育施設―を享け得るやうに保障するのが國家の仕事だといふ考へ方が急速に認められつつある。第二に、現在國家の最高義務だとされてゐることは、經濟的資源の許す限り、經濟活動および社會福祉の最高水準を確保することである。(Public Finance p. 13. 邦譯一三頁) これらはいづれも「厚生國家」の要求であるが、この要求を充たして厚生國家たうとする英國の經驗に於て、その要求がいかに租稅政策に現はれてゐるか。それをヒックスに聞くことも意味あることと思ふ。

#### 一 戦後に於ける英國の租稅政策

英國に於ては、課稅に與えられてゐる役割に關する觀念が大きく變化してゐる。この變化が生じたのは一九三〇年代に遡るが、充分に認識されるやうになつたのは第二次大戰以後のことである。そして、その變化は殆ど革命とも云ふべき性質を持つほどの激變である。その内容を總括的に云へば、嘗ては租稅は收入を調達するための手段としてのみ考へられていた。今日に於てもなほ租稅は通常は收入調達の手段として役立つてはいるが、しかも課稅は決してこ

の見地(收入調達の見地)のみによつて形成されてはゐない。個々の租稅としても、また一層正確に云つて租稅制度全體としても、一層廣い目的に役立つたねばならなくなつてゐる。

ここでヒックスは租稅政策の二の目的を示してゐる。

(一)は、補整的―景氣對策的財政政策の手段となることである。それは主としてインフレ防止の手段となる。不況期に於ては、減稅も景氣を刺戟する手段としての役割を持ち得るが、補助金の手段を用ひる方が簡單である。補助金は負の課稅と見てよい。

(二)従て、ヒックスは不況期―低位の不完全雇用の状態にある場合に經濟水準を高めるためには、減稅を行ふよりも、減稅を行はずして補助金を増加した方が効果(限界効果)が強いといつてゐることになる。

(三)は、所得再分配の手段となることである。その再分配は大所有者から小所有者への再分配、或は個人と家族との間の再分配もあり得るが、その大なる意義は富者の階層から貧者の階層への購買力の轉換にある。

課稅の任務に關するこの觀念の變化は勿論英本國に限られるものではなく、米國、若干の西歐諸國及び英帝國に屬する諸國に於ても見る所である。ヒックスはいかなる國々に於ても英本國に於けるほどに根本的な變化はないが、それは一部は英國の優れた組織的な租稅行政によつて政策の遂行が實效を擧げていることに因るものであらうといふ。

ヒックスは、系統立つた經濟政策には中央の指導による一致した行動が根本的に必須の條件であるといふ(財政學、p. 15. 邦譯一五頁) 厚生國家の租稅政策を効果的なものにするためには、中央指導的又は集中的な租稅制度を持つことが必要になる。

ヒックスは課稅の變化を理解させるために、英國の租稅制度の概要―中央集中化の傾向を述べる。

ヒックスの「厚生國家に於ける租稅政策」について

すべての租税は、一の例外を除いて、中央政府に流入するが、殆どすべての租税が一の機關 (Department of In-land Revenue, Department of Customs and Excise) によつて徴收されている。地方官廳に直接に徴收される唯一の租税は、土地・建物の賃貸料を課税標準とする租税 (Local Rate 地方税) である。租税制度の構造變化に於ける顯著な事實は、この地方税の重要性が益々減少し、それに對して中央政府の地方團體交付金の重要性が増大していることである。これに因つて財政政策の集中化が増大して、財政政策の統一性と計畫性に役立つことになり、景氣政策の目的、或は所得及び財産の再分配の目的のために、財政政策の介入が重要な問題となるが、この財政の集中化の増大といふことは地方自治を犠牲として行はれているのである。

英國の租税制度に於て、これらの租税のほか、唯一の負擔となるものは、勞働者と雇主の支拂ふ社會保險掛金である。この社會保險掛金 (負擔金) を租税と認めない者があるが、ヒックスはこれは事實上に於て強制公課であり、その賦課額は保險數學的根據に基いて算定されたものではなく、その社會保險掛金収入額は一般的財政政策的目的にも役立つ、少くとも經濟的見地からすれば租税に他ならないといふ。

(附記、社會保險の強制負擔金 (掛金) が、租税 II 社會保障税であることについては、それが一般税ではなくとも目的税であると明示すればよいのではないか。)

英國の租税制度に於て、財産に對する課税は、相続に際してその相続財産總額に課税される高度に累進的な遺産税だけである。或種の財産讓渡が累進的所得税 (附加所得税) を課せられる場合があるのを別として、遺産税のほかには財産額に對する租税はない。

(附記、英國では遺産税であり日本では相続取得税であるが、財産を税源とする租税はこれだけであるといふこと

は、日本の現行税制についても云へることである。但し、ヒックスの説明のやうに財産額に對するといふことは課税標準の意味ではない。税源の問題である。)

個人に對する所得税・財産税は高度に累進的であるが、會社の年収益に對する所得税、利潤税は比例税である。消費税・支出税について税率に累進的要素を加へやうとする試みがなされたが、全體として見ればそれらの租税の負擔は依然として逆進的である——所得の増加に對して負擔の割合が低くなつてゐる。若干の財貨については、所得階層の比較的に低い點から消費量が實際に變化しないから、富裕者層に對する負擔の效果は徹々たるものに減少してしまふ。英國の租税負擔總額の増加と、「所得・財産税」と「消費・支出税」の重要なものを示して租税構造の變化を見る。

國稅・地方稅の總額と 國民所得との比率 (但し社會保險掛金を除く)	一九三八年	四八年	五〇年	五二年
租稅總額に於ける 所得・財産課稅收 入の比率	四六%	五〇%	四七%	五一%

	百萬ポンド	百萬ポンド	百萬ポンド	百萬ポンド
所得稅	三二一	一三六〇	一四一四	一七三六
附加所得稅	五九	一〇〇	一一一	一三一
利潤稅	一五	二七九	二六八	三七六
相續稅	七八	一七八	一八六	一五二
煙草稅	八四	六〇四	六〇四	未詳
酒稅	一〇七	四一八	三九五	未詳
ヒックスの「厚生國家に於ける租稅政策」について				五 (一八九)

購買税	—	二九一	三〇三	未詳
地方税	二一五	三一九	三四四	三七八
社會保險掛金	一〇九	三五五	四四三	四七七

右の表によつて次の二點が判る。

(一) 戦争に因つて租税負擔を増大し、その負擔は戦後に於ても實質的に残つてゐる。しかし、それは戦争或は戦争後に残つた結果のみに因るのではなく、新しい財政需要が発生して新しい財源が求められている。

(二) 「所得・財産税」の占める相對的部分が増大の傾向を示しているが、この部類の租税が最も著しく増大したのには本質的には一時的な戦争現象の結果である。この事實は、完全雇用状態に於ける所得の増大とインフレ傾向が働いているが、その主たる部分は税率の引上げを別として、新に附加された超過利潤税に歸因する。この超過利潤税或は次の新しい戦争に對する懸念などが、一九五〇年から五二年に直接税の割合を増大させた原因であつた。

所得税の累進課税は、前大戦中にはその最高税率が總所得額の九七%に達した。この税率によつて、納税義務者に殘される所得は最高の場合が七千磅程度に制限されることになり、それを超えるものは殆ど全部が所得税として國庫に入ることになつた。一九五三—四年には最高所得層の實效税率は八七%となつてゐる。未分配利潤について所得税法人税とを合せて、平均して六五%になつてゐる。

英國の消費税制度の特徴は比較的少數の租税に集中して、その租税が非常に高いことである。現在、「消費・支出税」収入の約六〇%は次の三税——(1)煙草税(2)酒精飲料税(3)購買税である。(1)煙草税は他の消費税の約二倍の収入を得ている。(2)酒精飲料税と(3)購買税(Purchase Tax)とはほぼ同額に近い収入をあげてい

る。購買税は新しい租税であつて、戦争の始期(一九四〇年度)に採用された。これは多數の高價な消費貨物について卸賣段で税される。他の國々の取引税(賣上税)と比較すると、その税率は特に高く、若干の貨物については一〇〇%に達する。(今後、商品の種類に従つて税率を三段階(七五%、五〇%、二五%)に引下げることにならう。)

戦前と比較して消費税制度に於ける著しい構造上の變化は煙草製品の課税収入の非常な増大に在る。(一九三八年度八四百萬磅から一九五一年度には六〇四百萬磅に増加している)明かに、租税を高くしても英國人の煙草消費(喫煙)を阻止することは出来なかつた。この煙草税が急激に増大し、新しい購買税が大きな役割を持つやうになつたことは決して偶然なことではない。それらはインフレーションに對抗するための闘争と不可分のものである。その需要が殆ど全く弾力性を缺いてゐることから見て、煙草税は消費者に對する総合的な課税と同じ効果を持つてゐる。煙草税は専ら所得状態に效果に與えて、決して代用財に負擔を移して租税回避の作用を生ずるやうなことはない殆ど「理想的」な租税に近いものである。煙草税は大量喫煙者から少量喫煙者或は非喫煙者に對する所得の再分配の作用を持つだけであるから、所得再分配に望ましからざる效果を生ずることがない。英國の煙草税はインフレーションに對する理想的な豫防手段となつてゐる。

購買税は一九四〇年度に消費抑制のために新設され、インフレーションに對する闘争に役立つたが、家庭用品の消費を或程度に妨げる結果を伴つてゐる。この租税は二の長所を持つてゐる。(一)需要を特定の方向に指導して、例へばその商品の生産に高價な原料或は不足原料を要するものから需要を他に轉換させるために、各種の商品について購買税の税率は様々に變えることが出来る。(二)相互に關連ある商品或は代替性ある商品を廣く選んで低率の課税を行ふことによつて、これらの商品の個々のものにその全體の租税負擔が加えられる場合よりも、その租税(購買税)徴收額

が同じであつても、各人の生活(享樂)に加えられる犠牲を感ずることが少い。

尙ほ一層に重大なのは、所得および利潤の課税に於ける變化であるが、それは一九四〇年以來のことである。個人所得税は従前よりも現在は強度に累進的となつてゐるが、中層および上層階級の租税から廣く大衆課税となつてゐて、多數の週給労働者をも包含してゐる。この變化にはその時の週給労働者および週給俸給者から租税を控除するといふ、新しい徴税方法を伴つてゐる。この方法は英國では“Pay as you earn”(P.A.Y.E) System と云はれてゐるが、賃銀所得税の納税義務者と國庫とが常に密接に結びついて、その時々々の賃銀課税の調整が行はれることにある。この方法も決して理想的なものとは云へないが、一般的に云つて、賃銀の支拂に對する賃銀課税の時間的な適應性を改善することは、補整的財政政策にとつて補助手段となる。これによつてその租税の支拂が國民所得の變動に従つて實際に「時の遅れ」なく直接に結びついてゐるからである。

利潤課税の分野で、戦後に一の興味ある試みが行はれたが、それは高い課税率を持續しながら産業の追加投資を刺戟しやうとすることに歸する。これは次のやうに行はれた。

(一) 會社利潤の課税に於て、企業内に保留される未分配利潤に對する課税よりも、社外配當される利潤に對する課税を相當に高くする。そのほかに、利潤課税に於ても租税は前年度の収益からではなく當年度の収益から徴收されることになつた。それによつて國民所得に對する課税の時間的な適應性が改善されることになつた。

(二) 新設備投資を行つた場合に減價償却の比率を高める制度によつて更に投資が刺戟される。機械の耐用期間の第一年度に減價償却總額の二〇%を(數年間に四〇%も)償却し得ることになつた。長期的に見ればこれによつて追加的な課税の軽減といふことにならないが、この減價償却の宥恕措置はその資本設備の耐久期間中は無利子の債務を示す

ことになり、廣汎な投資計畫を遂行する場合には租税の負擔が多年に亘つて猶豫されるといふ結果になり得る。この加速度減價償却の制度は、若しこの制度がなくて戦前の調達價額を基礎とする不十分な減價償却の結果として生じ得るやうな、資本維持の困難を克服することにも貢獻するであらう。この制度に對して諸企業は著しく好意を示しているが、吾々はこのやうにして投資の速度を統制する新しい方法を發見したといふことも出来やう。

これらの軽減措置があるにも拘はらず、強固・健全な經濟にとつては、英國の租税は高きに失してゐることは殆ど疑問の餘地がない。英國の租税は戦争以來多くの理由によつてこの異常に高い状態を續けている。その理由は、(一)インフレーションに對する闘争(一九五一年十一月までは貨幣政策はこの對インフレーション闘争に参加し得なかつた)(二)労働黨政府によつて遂行されたやうな社會計畫の擴大(三)再軍備の經費である。(註、ヒックスは財政學(邦譯一八頁)で、公共支出のうちで、經濟水準を規定する要因として、軍事費が最も強力な要因であるといふ意味のことをいつてゐるのが注目される)。しかし、所得税も消費税も實質的に軽減されるであらうといふ希望を持つてゐる。新豫算(一九五三年度)は總額二億八七九〇萬ポンドの減税を發表してゐる。そのうち二〇%以上は購買税の減税である。この租税軽減の總額は一九五二年の國民所得の二%に當るが、ヒックスはそこに少くとも僅かながらでも減税への端緒を見ることが出来やうといふ。

## 二 財政を通ずる所得再分配について

英國では既に古くから所得分配の問題と、所得分配に對する公共財政の影響、殊に所得再分配の問題に關する關心があるが、一九一〇年代にウェット夫妻が參加した Royal Commission on the Poor Laws の活動と一九〇九年

ヒックスの「厚生國家に於ける租税政策」について

の最終報告によつて所得分配問題に對する關心が著しく強められた。一八九〇年代から第一次大戦勃發まで賃銀收得者の状態は物價の騰貴の結果として明かに絶えず悪化していたことが明かになった。一九一〇年代に「健康保險」・「養老年金」の制度と、極く制限されたものではあつたが「失業保險」の制度が實施され、また一方では超過所得税の形態で最初の累進所得税が行はれた。この時期に貧富の懸隔の増大に注意を傾注した二の重要な書物として、ヒックスは、デルトンの「Inequality of Incomes」と、ボウリーの「Has Poverty diminished?」を挙げている。

累進課税は第一次大戦の結果として著しく高められ、超過所得税の免税點は引下げられ、その税率は強度に引き上げられた。相続税の税率も累進度も著しく高められた。一方に各種の社會給付も引續いて擴大されたが、殊に一九二〇年代・三〇年代の長期失業を顧慮して社會給付は擴大された。一九二〇年代に課税の所得再分配効果について重要な新しい評價を明にしたのはコルウィン委員會であつた (Report of Committee on National Debt and Taxation, 1927)

第二次大戦期になつて、一九三〇年代の後半期について従前のすべての研究よりも包括的な二の著作が現はれた。Shirras and Roatas, *The Burden of British Taxation* と Barna, *Redistribution Income through Public Finance* である。ヒックスは、財政を通ずる所得再分配の問題の全範圍について一層の研究を進めるにはこの二書に依存するといふ。しかし、これらの研究の持つ弱點は地方税の所得再分配効果が等閑に附されていることであつた。この缺陷を充たさうとしたのが、ヒックス夫妻の *The Incidence of Local Rates in Great Britain* である。

ヒックスは、その「財政學」の第十六章で「英國に於ける租税および支出の歸着—形式的歸着と實效的歸着について述べている。殊に一九三七年度に於ける英國の所得分布と財政を通ずる所得再分配効果を示している。(邦譯二五四

—八三頁、殊に二七一—九表)

一九三七年以後、所得再分配の範圍は明かに擴大している。このことは、現在では貨幣所得が戦前の二・二五倍に増加したのに對して、公共部門 (Public Sector of economy) は三・五倍、社會的支出 (食糧補助金を含めて) は四・五倍も擴大していることによつても明かである。この變化を個別的に検討することは極めて興味あることであらうが、これに關して包括的な研究が Oxford Institute of Statistics に於て着手されて、ほど完了している。

この數字的結果は未だ利用し得ないが、この問題は二の方向に従て検討し得る。

(一) 二五〇ポンド未満の所得收得者 (一九三七年) — 現在では五〇〇ポンド未満の所得者—小所得者の状態は富者に比較して、高額の世帯所得 (Family Income) に比して改善されたか。

(二) 特に富裕者が一九三七年と比較してその富裕状態に損失を受けているか、また貧者のうちの最貧窮者の状態は一九三七年に於ける最貧窮者と比較して改善されているか。

この第一の問題についてはヒックスは既に今日の状態に於て確定的に云ひ得るといふ。一般的に、一九三七年には所得税は二五〇ポンドを超える所得から支拂はれたが、消費税の収入は主としてこの限界 (二五〇ポンド) より低い家族から調達されていた。これが消費税収入の八〇%以上に當るとすれば、その課税は強度に逆進的であつたこととなる。一九三七年には食料品に對する租税の約七六%は五〇〇ポンド未満の所得收得者によつて、また地方税の七〇%もそれらの人々によつて支拂はれた。自動車税の七〇%は所得が五〇〇ポンドを超える比較的富裕な人々によつて支拂はれたが、諸種の輸入關稅収入と絹の關稅収入は五〇〇ポンド未満の所得者と五〇〇ポンドを超える所得者とに等しく分擔されていた。斯くして一般に、逆進的な支出課税制度と累進的な所得税制度とを生じたのである。地方税

を之に加えると、租税負擔は年額一〇〇ポンドの世帯所得では約一六%から、年額一〇萬ポンドの世帯所得にあつては九〇%となるまで、繼續して上昇していた。

現在に到るまでの最も主要な變化は、特に國防のための集会的國家給付の膨脹によつて必要となつた租税負擔總額の増大といふことを別にすれば、第一には最高所得階層と比較して中所得層に於て附加所得税の累進度が上昇したことである(最高所得層では所得税は必然的に總所得額に近いものになる)。第二は、強度に累進的な効果を持つ購買税の實施と、比例的なまた或る所得層では逆進的な地方税の一部を廢除したことである。購買税は一九三七年には存在しなかつたが(一九四〇年度に新設)現在では購買税は國民所得の三%の收入を得ている。國民所得の四%を占めていた地方税は減少して一九四九年には三%よりも少くなつてゐる。

支出の部面に於ては、一九三七年には五〇〇ポンドを超える所得者には可分的な給付の僅かに一%が提供されるにすぎなかつたが、現在では國營保健事業の擴大・國營教育事業の擴張の結果として中層階級に對して恐らくその比率は高くなつてゐる。一九三七年に可分的給付が所得分配に持つ著しい特徴は、個々の低額所得層(所得一二五ポンド未満の所得層、一二五—二五〇ポンドの所得層、二五〇—五〇〇ポンドの所得層)のそれぞれ異なる社會的需要に從て提供される社會支出による給付に全く累進性を缺いていたことである。(Public Finance, p. 298. 邦譯二六九頁所載の表を示す)實際に社會科學的諸研究は、生活扶助を別として、社會(保障)的支出の給付の提供を最も多く必要とする家族に與えやうとする努力が著しく妨げられていたことを實證してゐる。例えば、國家の補助による住宅も主として低所得者の中で比較的に餘裕のある人々が住んでゐる。本當に貧しい者は國家補助のある家賃でも支拂へないからである。

一九三九年と較べて、公共支出の所得再分配効果の最も主要な變化は、食糧補助金の最も高度の再分配的結果(歸

着)である。これは特に最貧困者の利益になる。貧者はその所得の多くの部分を食料に支出するのであるから、食料價格を低くすることは貧者にとつては各一人當り平等に補助金が支拂はれる場合と同様な効果を持つことになる。

しかしヒックスは、戦後の所得再分配に關して廣く詳細の報告を行ふには、新しい研究の成果が現はれるのを待たねばならないといつてその講演を結んでゐる。

(補記) ヒックスは、現代英國に於ける公共經費の増大——公共部門の絕對的および相對的擴大は、戰時などの動搖期(quiet period)に於ける國防費の増大を別とすれば、社會費と經濟費——殊に社會費の増大を主要原因とするという。社會費は一九五〇年には公共經費の三八%を占め、國民所得の一四%に當る(國防費は國民所得の約七%に當つてゐる)。經濟費は國民所得の再分配を行うよりは、むしろ主として國民所得を高めることを目的とするものであるが、ヒックスは厚生國家に於ては經濟費は社會費の次位を占めるにすぎないと言ふ。(British Public Finances (1954), p. 2, p. 15, p. 23, p. 30, p. 55)

財政の中央集中化の強い傾向は、經費の構造にも現われて、新しい社會事業計畫は、住宅(Housing)を除いて、すべて國家的計畫として行われているが、中央集中化の傾向は租税構造に一層強く現われている(p. 17)。厚生國家の財政的特徴は、社會費の増大とともに、國税に集中され且つ累進的な租税構造に現われている。租税の量的増大よりも、課税(positive)およびnegativeな課税(補助金)による所得(および財産)の再分配効果から見て租税構造(それを構成する特定の租税)の變化を重要とする(p. 24—8, p. 69, p. 106)。社會費の増大は個人的欲求を充足しているが(それが貨幣給付の場合に殊に明白である)、課税に於ても社會政策の見地からすれば、個人の負擔となる租税(personal taxes)が(特に所得再分配の主要手段として個人所得税が)中心課題となる。(p. 82, p. 103)

英國が厚生國家としての經驗は尙ほ日が浅いが(p. 28)、その財政構造には重大な變化を示している。それらの構造變化とその効果を概観するために(軍事費を取扱つていない缺點はあるとしても)Hicks, British Public Finances はよい書物である。